

令和元年第3回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和元年6月4日（火曜日）

議事日程 第1号

令和元年6月4日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 発議第 1号 議員派遣の件について
- 日程第 5 報告第 4号 みなかみ町国民保護計画の変更について
- 日程第 6 報告第 5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
- 日程第 7 報告第 6号 平成30年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 7号 平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 8号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 9 承認第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第45号 令和元年度行政事務用パソコン購入契約の締結について
- 議案第46号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（5t級）購入契約の締結について
- 日程第12 議案第47号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号 みなかみ町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第50号 みなかみ町景観条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第52号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 一般質問
- ◇ 石坂 武 君 ・ ・ ・
1. 参事職の導入と正職員の扱い
 2. 町民との意見交換・情報提供の取り組み
 3. 路線バス運行本数減の対策と対応

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	13番	中島信義君
14番	阿部賢一君	15番	高橋市郎君
16番	山田庄一君	17番	久保秀雄君
18番	小野章一君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

5番	高橋視朗君	14番	阿部賢一君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋康之	書記	泉雪江
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	笠木淳司君
教育長	田村義和君	参与	田村秀君
会計課長	中島修一君	総務課長	山岸正幸君
総合戦略課長	桑原孝治君	エコパーク推進課長	高田悟君
税務課長	岡田宏一君	町民福祉課長	松井田順一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農政課長	原澤真治郎君	観光商工課長	宮崎育雄君
地域整備課長	古川文雄君	学校教育課長	杉木隆司君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和元年第3回6月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、6月定例議会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

令和という新しい元号が始まり、新たな思いでみなかみ町にとってすばらしい一年になることを願っております。

暖かい日が続き、農家では田植えもあらかたになり、早苗の緑となり、果樹の花も咲き競い、農作業が順調に進んで、みなかみ町らしい田園風景が見られるようになりました。

3月定例会以降、閉会中にも議員各位におかれましては、施策や交流の促進のため、調査活動を行っていただき、また、各常任委員会、特別委員会が開催され、施策の検討をしていただきました。熱心な議員活動に敬意を表する次第であります。

3月定例会以降の主な町の取り組みについてご報告をさせていただきます。

まず、第1点目ですが、文化庁が平成18年から歴史的な民家、神社仏閣等の修理に必要なヒノキやカヤなどといった資材の供給地、あるいは資材採取の技術者を育成するふるさと文化財の森制度を始めました。群馬県で始めてみなかみ町藤原上の原のカヤ場がふるさと文化財の森に認定をされました。3月20日に文化庁長官から認定書の交付を受け、今後はここで行われるカヤ場の管理、活用費用について国の補助を受けられることになりました。

次、2点目ですが、昨年から地域住民、河川管理者、みなかみ町で、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取り組みを進めてまいりました。3月27日に国交省より、みなかみ町かわまちづくりの登録証が町に伝達をされました。このことにより、水上駅から水紀行館の区間を河川空間を整備し、その活用を図ることができるようになりました。今後、水紀行館周辺の河川空間の整備が進み、水上温泉街の活性化につながるこ

とを期待をしております。

3点目ですが、平成24年にみなかみ町と中野区では、なかの里・まち連携を締結以降、観光物産、環境、そして防災等、緊密な交流を行っております。

このたび、平成26年に締結した中野区とみなかみ町との地球温暖化防止のための連携に関する協定書及び中野の森プロジェクト区域における森林整備及び環境交流、環境学習の実施に関する協定書が5年の更新時期を迎えましたので、5月9日、須川牧野組合の皆さん、中野区の酒井区長さん出席の中、継続の協定締結をいたしました。

4点目ですが、4月から6月にかけてプレ群馬DCが行われております。みなかみ町では、天空のナイトクルージングが5月から11月にかけて行われております。また、みなかみ3ダム春の点検大放流が5月11日、12日に行われ、5,400名の方に楽しんでいただきました。さらには、SLぐんまみなかみが4月から6月にかけて運行され、毎回200名から300名の方に楽しんでいただいております。今月はホテルの鑑賞も始まります。神秘的な輝きをたくさんの方に楽しんでいただきたいと思います。

プレDCの主な取り組みについて紹介しましたが、町の観光資源にさらに磨きをかけて、来年の本番のDCには多くのお客様をお迎えしたいと考えております。

さて、今議会に提案いたします案件は、報告5件、承認1件、諮問2件、条例改正4件補正予算2件、その他2件であります。詳細については後ほどご説明させていただきますので、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

なお、本日は暑いことも予想されます。上着の脱着については各自の判断でよろしいかというように思っております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小野章一君） 議事日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

5番 高 橋 ・ 朗 君

14番 阿 部 賢 一 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小野章一君） 議事日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月4日より、6月14日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月4日より6月14日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（小野章一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の報告をいたします。

閉会中とはいえ、年度始めを迎え、大変多くの諸行事があり、副議長初め各委員長、各委員の参加をお願いいたしまして、ご協力いただきました。

大型連休を挟んで5月1日より令和という新しい元号に変わりました、議会人として気持ちを新たにしているところであります。

5月20日には、利根郡町村議会議長会総会が開催されまして、役員の改選がございました。会長に片品村の星野栄二議長が選任され、副会長にみなかみ町議会議長の私が選任されました。また、幹事として昭和村の永井一行議長と川場村の小菅秋雄議長が選任されました。

5月27日には、群馬県町村議会議長会理事会が開催され、任期満了に伴う役員の改選、及び令和元年度における諸行事の予定が確認されました。

5月28日には、全国町村議会議長会による令和元年度町村議会議長、副議長研修会が東京国際フォーラムにおいて開催され、町村議会特別表彰を受けられた団体による事例発表等が行われました。

5月30日から31日の1泊2日の日程で、みなかみ町におきまして群馬県町村議会議長会による臨時総会及び町村議会議長事務局長研修会が開催され、「住民自治の根幹としての議会力、議員力の発揮へ」と題した講演等がございました。

その他日程は、議会事務局で閲覧されますようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

日程第4 発議第1号 議員派遣の件について

議長（小野章一君） 議事日程第4、発議第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

[巻末 参考資料]

日程第5 報告第4号 みなかみ町国民保護計画の変更について

議長（小野章一君） 日程第5、報告第4号、みなかみ町国民保護計画の変更についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第4号についてご説明申し上げます。

みなかみ町国民保護計画につきましては、平成19年度に策定されました。策定から11年が経過し、国民の保護に関する基本方針や群馬県国民保護計画の変更等により表記の変更等が生じたことから、みなかみ町国民保護計画についても改定作業を進めてきたところでございます。

平成31年3月26日に開催されたみなかみ町国民保護協議会においてご承認をいただきました。国民保護計画は、町協議会の承認を経て群馬県と協議を行う必要がございます。平成31年4月9日付で意見がない旨、群馬県より回答をいただきましたので、議会へ報告するものであります。

議長（小野章一君） 以上で報告第4号、みなかみ町国民保護計画の変更についてを終わりにします。

日程第6 報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第6、報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分の報告の説明を求めます。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第5号についてご説明申し上げます。

本損害賠償事案は、除雪車での物損事故による損害賠償でございます。

内容につきましては、平成30年12月28日午前6時ごろ、町道大穴20号線の除雪作業を直営作業にて行っていた際、誤って損害賠償相手宅の玄関出入り口の土間コンクリートに接触してしまい、破損させてしまったもので、損害賠償の額は34万1,280円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年5月20日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

議長（小野章一君） 以上で報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを終わります。

日程第7 報告第6号 平成30年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第7号 平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（小野章一君） 日程第7、報告第6号、平成30年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第7号、平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第6号及び第7号につきまして、一括してご説明いたします。

報告第6号、みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第7号、みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、平成30年度から令和元年度へ繰越明許費として繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

一般会計につきましては、繰越事業数は25事業、事業費の総額が9億692万3,000円となりました。

事由別に申し上げますと、第1に、国の補正予算に対応し予算措置した事業において、事業実施期間が短時間であるため年度内に事業完了できなかったものが、6款農林水産業費の担い手確保・経営強化支援事業及び地籍調査事業、10款教育費の冷房設備対応臨時特例交付金事業の3事業であります。

第2に、補助対象者の事情により繰り越したものが8款土木費の耐震改修等事業であります。

第3に、事業関係者等との協議または調整等に不測の日数を要したため繰り越したものが、2款総務費のみなかみ花火大会事業、山形県鶴岡市内町有地管理事業、空き家バンク事業、たくみの里活性化事業、木育推進事業の5事業。6款農林水産業費の里地里山保全整備事業、林道整備事業の2事業。7款商工費の登山道・山の家等管理事業。8款土木費

の道路台帳等統合整備事業から狭あい道路拡幅整備事業までの12事業。9款消防費の消防団詰所整備事業。以上、合わせて21事業であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、2款下水道事業費、公共下水道長寿命化事業で、事業費3,456万8,000円となり、事業関係者等との協議に不測の日数を要したため繰り越しとなったものでございます。

以上、報告第6号及び第7号、いずれもやむを得ない事情により繰り越したものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で、報告第6号、平成30年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第7号、平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまで、2件の報告を終わります。

日程第8 報告第8号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（小野章一君） 日程第8、報告第8号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第8号、みなかみ町土地開発公社の経営状況について報告いたします。

平成30年度の事業概要であります。保有用地の事業収益の特別養護老人ホーム西嶺の郷用地について、土地の一部の代金394万5,452円を精算いたしました。うららの郷につきましては、4区画、1,647万400円を販売いたしました。

決算の状況ですが、損益計算書をごらんください。事業収益から事業原価を差し引いた事業総利益は5万4,548円で、販売費及び一般管理費142万838円を事業総利益から差し引いた事業損失は136万6,290円でした。町からの運営費補助金を含めた事業外収益221万3,607円から借入金に対する支払利息等である事業外費用79万2,456円を差し引き事業損失を合わせ、経常利益が5万4,861円となり、特別利益の7万4,466円を加えた最終の当期純利益が12万9,327円でありました。特別利益につきましては、月夜野深澤工業用地に関する事業の平成29年度の経費計上を30年度で修正をしたものでございます。

次に、貸借対照表をごらんください。資産の部は、流動資産のみであり、資産合計は2億8,662万8,033円です。負債の部は、流動負債の未払い金と短期借入金であり、負債合計は2億4,854万9,600円となります。未払い金は、月夜野深澤工業用地に関する事業の用地取得や造成などの費用に関するものでございます。

資本の部ですが、基本財産の500万円と前期繰越準備金3,294万9,106円と当期純利益12万9,327円を合わせ、資本合計は3,807万8,433円となり、負債資本合計は2億8,662万8,033円となりました。

以上、土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で報告第8号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第9 承認第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第9、承認第8号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第8号についてご説明申し上げます。

本損害賠償事案は、町道の除雪作業に伴う損害賠償でございます。

内容につきましては、平成30年12月30日午前5時ごろ、直営にて町道鹿野沢会館通り線の除雪作業を行っていた際、誤ってブロック塀に接触、破損させてしまい、破損ブロックの固まりの一部を気づかずに十数メートル移動させ、道路脇に放置してしまったところ、同日午後11時30分ごろ、損害賠償相手方が放置現場を走行中、雪でブロック塀の固まりに気づかず、接触し、前バンパーを破損したもので、損害賠償の額は8万1,831円でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年4月19日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の説明が終了いたしましたので、承認第8号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） すみませんけれども、この事故が起きたのが夜中の11時半ごろということでありまして、それで実際の除雪作業をした後の時間差というのはかなりあると思うんですけれども、この辺がちょっと疑問に思ったんですけれども、その間、ほかの車はやっぱり通らなかったかとかどうかという、そういうことの検証というのはある程度行ったかどうか説明ができればお願いしたいんですが。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

除雪作業を行ったのが午前5時ごろ、ぶつかったのが夜11時30分ということで、かなり時間差があるわけですが、交通量の少ない道路であったことと、その固まりが残されていたのが道路の端のほうで、通行は全くなかったわけではないと思うんですが、交通量が少ないということと端っこだったので、たまたまそこでぶつかる相手が夜

遅かったということだというふうに考えております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第8号の質疑を終結いたします。

これより、承認第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第8号の討論を終結いたします。

承認第8号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（小野章一君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 諮問第1号及び諮問第2号について、いずれも人権擁護委員候補者の推薦に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第1号について。

現在、人権擁護委員として平成28年10月よりご活躍をいただいておりますみなかみ町月夜野2875番地の高橋きよみさんが令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長より後任委員候補者の推薦依頼が来ております。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号についてでございますが、人権擁護委員として平成16年10月よりご活躍をいただいておりますみなかみ町布施2453番地の關 信司さんが令和元年9月3

0日をもって任期満了となります。

つきましては、人格、見識にすぐれておりますみなかみ町猿ヶ京温泉1336番地2、生津保茂さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

お二人とも人格、見識にすぐれ、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより諮問第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより諮問第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

議長（小野章一君） これより諮問第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第45号 令和元年度行政事務用パソコン購入契約の締結について

議案第46号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(5t級)購入契約の締結について

議長(小野章一君) 日程第11、議案第45号、令和元年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてから議案第46号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(5t級)購入契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第45号につきましてご説明申し上げます。

行政事務用パソコンにつきまして、令和2年1月にWindows7のサポートが終了するため、計画的に更新を行ってまいりました。本年度はWindows10のパソコン100台を更新するものであり、この購入契約をもってサポート終了に伴うパソコンの更新が完了いたします。5月16日に指名競争入札に付した結果、前橋市本町2丁目2番16号、株式会社前橋大気堂、代表取締役社長、降旗崇が1,787万4,000円にて落札となりましたので、購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第46号についてご説明申し上げます。

本購入契約は、社会資本整備総合交付金事業により5トン級の除雪車を購入するもので、現在、新治地区に配備している同型の除雪車と入れかえを行うものでございます。旧除雪車については、新治地区で委託事業者に貸与し、除雪作業の効率化を図る予定でございます。令和元年5月29日に指名競争入札を行った結果、986万7,000円で群馬県前橋市総社町1丁目9番4号、日本キャタピラー合同会社群馬営業所長、永田敦之が落札をいたしました。当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第45号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

議長(小野章一君) これより議案第45号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、令和元年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、令和元年度行政事務用パソコン購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) 次に、議案第46号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(5t級)購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(5t級)購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第47号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第12、議案第47、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第47号につきましてご説明申し上げます。

令和元年5月15日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が公布され、最近における物価変動などを踏まえ、選挙長、投票管理者、投票立会人などの報酬がそれぞれ増額となりました。そのため、みなかみ町の選挙に係る報酬もこの改正に合わせ額の改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第47号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

これより議案第47号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第48号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第13、議案第48、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第48号についてご説明申し上げます。

介護保険第1号被保険者のうち、低所得者の保険料軽減強化のため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、及び介護保険の医療保険者の給付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が平成31年3月29日

に公布され、平成31年4月1日から施行されたことから、国の基準に合わせ、町の介護保険条例の一部について改正するものであります。

改正の内容といたしましては、第1号被保険者で低所得者段階の保険料基準額に対する割合を第1段階対象者について、0.45を0.375に、第2段階対象者について、0.75を0.625に、第3段階対象者について、0.75を0.725にそれぞれ軽減するものであります。

なお、今回の改正につきましては、2020年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定されております。

よろしくご審議を賜り、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第48号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

これより議案第48号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第49号 みなかみ町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第14、議案第49号、みなかみ町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第49号の議案につきましてご説明申し上げます。

教育委員会では体育文化施設について、効果的で効率的な運営を目指し、多様化する住民のニーズに対応できるように常に検討しているところでございます。

現在、みなかみ町カルチャーセンターについては、教育委員会が直接管理運営を行っておりますが、ホールの音響設備、照明設備、舞台設備等の操作については高度な知識と技術が必要となります。指定管理者制度を活用し、人事異動等によるサービス低下を防ぎ安定したサービスを提供するため、地方自治法第244条の2第3項、第4項に基づき、指定管理者に関する条文を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第49号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 指定管理者にカルチャーセンターの管理を行わせると、そういう説明があったわけですが、条例を改正するということであるならば、具体的にいつごろをめどにという部分もあるんだと思うんですけども、その辺の部分をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野章一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（河合博市君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

指定管理の条例改正に伴っていつごろというお話がありましたが、募集要項などの作成状況を見て、これから時期については検討したいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 日にちはそういうことでしょうか、早急にやるという意志があるのか。それと、職員の減も意識しての取り組みなのかお伺いしたいと思います。

議長（小野章一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（河合博市君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

時期については、なるべく早目に、できれば今年度中を考えておりますが、書類の進捗状況によってはずれ込む可能性もありますことをご承知いただければと思います。

あと、人員、職員の数につきましては、指定管理制度を導入することによりまして、カルチャーセンター自体は今度指定管理者の管理になりますので、今後、カルチャーセンターについては職員を置かないような状況になろうかと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

これより議案第49号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、みなかみ町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、みなかみ町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第50号 みなかみ町景観条例の制定について

議長（小野章一君） 日程第15、議案第50、みなかみ町景観条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第50号についてご説明申し上げます。

みなかみ町景観計画における将来像の実現に向けた全町の統一的、総合的なルールを設定するため、景観法に基づく規定に町独自の規定を追加し、町の景観を適切に誘導するため、本条例を制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第50号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号、みなかみ町景観条例の制定については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、みなかみ町景観条例の制定については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第51号 令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について

議案第52号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（小野章一君） 日程第16、議案第51号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第52号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第51号及び第52号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第51号についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,582万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億1,582万3,000円とするものでございます。

歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費2,040万7,000円の増額は、普通財産管理事業1,017万7,000円、移住機会創出事業920万円、地域連携事業103万円であります。

3款民生費、1項社会福祉費1,203万6,000円の増額は、介護保険特別会計繰出金事業で、介護保険法施行令の一部改正に伴う低所得者保険料の軽減強化によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費338万円の増額は、健康情報管理事業及び乳幼児等定期予防接種事業で、予防接種法施行令の一部改正に伴う風疹追加的対策事業によるものでございます。

続いて、財源となる歳入補正ですが、国庫支出金722万4,000円の増額は、低所得者保険料軽減負担金601万8,000円及び感染症予防事業費等補助金120万6,000円です。県支出金990万9,000円は、低所得者保険料軽減負担金300万9,000円及び移住支援金事業費補助金690万円です。繰入金1,869万円の増額は財政調整基金繰入金です。

以上が一般会計の補正概要でございます。

次に、議案第52号についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計につきましては、一般会計歳出補正予算の介護保険特別会計繰出金の予算計上に伴いまして、歳入補正予算において、1款保険料、1項介護保険料1,203万6,000円を減額し、9款繰入金、1項一般会計繰入金1,203万6,000円を増額するものでございます。

以上が介護保険特別会計の補正概要となります。

以上、議案第51号、第52号と一括してご説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第51号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第

5 2号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2件を後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、令和元年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第52号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

議長（小野章一君） ここで暫時休憩いたしたいと思います。再開を10時15分にしたいと思います。

（ 9時50分 休憩）

（10時15分 再開）

日程第17 一般質問

通告順序1 11番 石坂 武 1. 参事職の導入と正職員の扱い
2. 町民との意見交換・情報提供の取組
3. 路線バス運行本数減の対策と対応

議長（小野章一君） 日程第17、一般質問を行います。

一般質問については、3名の議員より通告がありました。

本日は1名の方の質問を許可いたします。

11番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 11番、石坂、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日につきましては、欲張りまして3問質問させていただきます。

まず、質問に入る前に、いつもどおりのお願いになりますけれども、質問時間が限られておりますので、質問に特化した回答を簡潔にお願いしたいと思います。回答内容によりましては質問が重複するということがありますので、あらかじめ了解を願いたいと思います。

それでは、質問の1問目、参事職の導入と正職員の扱いです。

新年度より、退職職員に対し参事職の導入がされました。2020年4月1日より、地方公務員の会計年度任用職員制度ということで、仕組みが大きく変わるということだと思います。今回の町の取り組みとどう関係しているか伺いたいと思います。あわせて、20

19年度よりなぜ実施対応したのかについてと、正職員との関係性、関連性はどうなっているのか伺います。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 石坂議員の質問にお答えいたします。

参事職の導入と正職員の扱いということと、あわせて会計年度任用職員の関係ということでございますけれども、議員もご承知のことと思っておりますけれども、本町においては、行財政改革行動指針、人材育成基本方針を踏まえて定員管理を進めてまいりました。平成17年10月時点では職員数は385名でしたが、平成31年4月には227名となっております。このことは勧奨退職にご協力いただいた職員の皆さんあつての数字であるということ認識をしております。

この職員227名のうち6名が再任用職員であります。本年度から任用を行っている参事職は4名おります。平成31年3月定例会においてご説明をさせていただきましたとおり、再任用制度については、平成28年度より導入を行い、再任用職員の任用を行ってきたところでございます。

この制度は、多様な住民ニーズに応え、よりよいサービスが提供できるように、長年にわたり培った行政経験を持った職員を任用し、公務に従事させ、サービスの充実を図っているものでございます。この制度をより充実させ、町長として特に重点を置いて積極的に推進していかなければならない行政課題などが数多く直面しているということに対しまして、参事職として任用された再任用職員がより責任のある職責を持ち、中心的な立場として職員の管理も行いながら特命事項の公務に取り組むことを目的として、制度の拡充を行ったものでございます。

また、会計年度任用職員制度につきましては、一般職員を再任用として任用を行う再任用制度とは別の制度であります。会計年度任用職員制度は、地方行政における重要な担い手として業務に当たっていただいている臨時職員の適正な任用勤務条件を確保するため、諸条件の整備を行ったものでございます。

全国において、地方公務員の臨時非常勤職員が平成28年4月現在で約64万人と増加している状況でございます。長年勤務条件についての課題などがありまして、適正な任用、勤務条件を確保することが求められてきております。そこで、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布をされ、平成32年4月1日から全国的に施行されることとなっております。本町においても同様に運用が開始されることとなります。

平成29年度から会計年度任用職員制度導入に向けた準備を進めておりまして、人材活用管理事業により管理体制の一元化の整備を行い、同時に各課における臨時職員等の任用状況等についてのヒアリングを実施し、臨時職員等に関する調査を行ってきました。平成30年度には一般職員への制度説明会を開催いたしまして、調査シートを利用して、導入に向けた、全庁内に対して各担当課、ヒアリングを2回開催し進めてきております。

令和2年度からの運用にあたりまして、関連の条例整備に向けた準備を進めております。

その準備を進めていく中で、定員管理によって重要な職員採用と、再任用職員制度、会計年度任用職員制度、2つの制度について適切な運用や活用を行い、業務配分、人員配置、外部化など総合的に検討したいと考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 丁寧な回答ということで、お礼を申し上げなきゃならないんでしょうけれども、時間の限りがありますので、なおかつ簡潔にお願いできればと思います。

今回の再任用該当者に対し、当初、担当者より申請書提出時、再任用常勤職員は現状職の職員、一般職員は再任用短時間職員として協力をお願いしたいとの説明がまずあったそうです。その後において、退職者説明会の席において当時の総務課長より、再任用でフルタイムでお願いする職員は管理職で勤務を願いたいとの説明があったと聞き及びます。その辺の微妙な差異、疑義についてはどう考えていますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今まで再任用職員については、フルタイムの再任用職員も何名かおりましたが、基本的には短期の再任用ということでお願いをしてきたところです。ただ、これから再任用職員がふえていくという傾向にありますので、特に今までの行政経験を生かして活躍できる場があればフルタイムで活躍していただきたいということで、そういった説明なりヒアリングを行ってきたということだと思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） いずれにしましても、説明の過程において疑義が生じるようなことがあったということだけは承知をしていただいて、今後に生かしていただきたいと思っています。

次に、副町長の面接時において、全該当者に同一内容の説明がされたかは甚だ不明ではありますけれども、該当者に話を聞いたところ、冒頭、人によって、短時間勤務を希望ですぬとか、あるいは人によってフルタイムで大丈夫ですかとか、同一内容ではない、まちまちの聞き方があったと聞き及んでおりますが、そうだとすると著しく不公平という形になるとは思います、その辺を教えてくださいたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 副町長が面談をしていただきましたので、質問の内容等については私はどういふ話がされたかというのは、基本的な説明はしてくれたんだというふうには理解しておりますけれども、細部については私はちょっとわかりませんので、副町長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（小野章一君） 副町長笠木君。

副町長（笠木淳司君） すみません。ただいまの石坂議員のご質問にお答えします。

面接は、たしか11月下旬に行いました。基本的には、先ほど町長からもお話があったように、短期間、短時間というものがベースになっています。ただ、今後の業務によっては長時間、フルが発生するかもしれないということで、面接の時点では、私が記憶する限りでは、全ての人に対してフルが可能かどうかというものを確認しております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そういった部分で、とり方が違うのかとは思いますが、それはその回答として捉えておきたいと思います。

また、再任用該当者全てが参事職につけるということではないわけで、既に固有名詞が前々から決まっていて、そういった中での扱いではないかという疑問があるわけです。参事職は誰、専門員職は誰と既に決まっていたような感じが受け取れますけれども、これも不公平な対応だと思いますし、退職後の扱いまでさらに差をつけた対応をする必要があるのか、私としては甚だ疑問です。見解を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 事前から誰を参事職にするとか、そういったことは到底、普通でしたら考えられません。私もそんなことは考えておりませんでした。職員の意向を聞いて、引き続きフルタイムの管理職として働いていただけるという希望を聞いて、その中から私の判断をお願いをしてきたというところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そもそも私自身は参事職の採用に疑問があるわけなんですけれども、一步譲って認めたとして、既に退職まで勤め上げた人が、管理職の参事にするということに疑問があります。室長等の管理職については、正職員を充ててやるのが本来の姿だと思いますし、正職員のやりくりも影響するのではないかと思います。また、参事は相談役的な部分での協力でよいのではないかと考えております。また、専門員といっても、全く初めての業務につくという職員が多々あり、おおよそ専門員という名に即さないとは私思っております。

参考ですけれども、ここに5月20日付で読売新聞が出ていますけれども、海上自衛隊の再任用に関する記事が載っております。再任用に係る業務は後方業務に配置し、現役部隊を第一線部隊に回すというものであります。まさにこれが再任用の理想形だと私は考えるわけです。その点も踏まえていただいた中で見解を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私が町長になって、副町長時代からも行政課題がたくさんあるということは認識をしておりましたが、この間、重要課題として幾つかあったと思うんですけれども、そういったものがなかなか進んでいないと、検討が進んでいないと、実施に移っていないと、そういう事案がありましたので、それを早期に解決していくためには、やはりこういった制度が望ましいのではないかとということで、あえて管理職にして責任を持ってもらって、その対応に当たっていただくということで任用をしてきたところです。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 以前、同僚議員より、全員協議会の席上、当時の再任用職員を呼んで話を聞きたいということが質問として出ました。その当時、再任用職員は一度退職した職員なの

で全員協議会に呼ぶことはできないとの回答があり、呼ぶことがないませんでした。

しかしながら、新年度になり開催された全員協議会の席上において、断りもなく再任用の参事職員が出席し、堂々と発言をしたということが現実にあります。つけ加えるならば、以前、再任用職員は出席できないと回答した職員であり、つい先日の全員協議会の席にも出席していました。全く問題ないということであれば、その辺の真逆の対応はなぜしたのかと、今回出てきた部分はこういったことでオーケーなんだよと、その辺の見解を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 全協の場に再任用職員が出席して説明をしたという事案があったと。それは私も承知していますが、再任用職員であっても参事職という管理職の職を持っていますので、説明の場に出させたということでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 前にそういったことで拒否をされていることでありますので、新規な対応という形になりますから、当然、全協の最初のときにその旨を前段で触れていただければよかったですかと、そう思いますので、それは指摘をしておきたいと思います。

次に、過日の全員協議会において参事職について質問したところ、総務課長より、職員としてカウントしているんだという話がありました。整合性があるんだと思いますけれども、その辺のちょっと説明をしていただきたいのと、また、あわせて、このことによって新規職員の採用に支障が出たり、将来において逆ピラミッドになるというデメリットが当然想定するわけですが、その辺も含めて考え方を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 再任用職員が正規の職員に含まれるかどうかということについては、後ほど総務課長のほうから答弁をさせますけれども、この再任用制度を使ってフルタイムの参事職を設けたということが今後の職員の採用等にどう影響してくるかという話でございますけれども、来年は会計年度任用職員制度も正式に動き出しますので、それらも絡めて人員配置は当然していかなければならないというふうに思っておりますので、私の今の考えは、会計年度任用職員が少なくなってきた再任用職員がふえてくるんだという認識でございます。ですから、当然、今後の職員採用についても、今までと同様、最近の採用は1年において3名程度の採用が多く続いてきたんですけれども、これからは若干ふえて、三、四名で対応していきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えいたします。

新規採用職員の採用につきましては、定員管理計画を策定しております。こちらにつきましては、平成30年4月に計画をつくったもので、平成29年から平成34年までの採用計画を立てております。先ほど町長の答弁にもありましたように、年間三、四名の新規採用を継続していくという計画になっております。

(「職員としてカウントしていることについて」の声あり)

総務課長(山岸正幸君) すみません。失礼いたしました。

職員として採用、カウントはするよというということで、一応決まっております。

失礼します。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 次に、平成14年12月と15年12月に、職員の処遇についてと職員の勤務状況について一般質問した経緯があります。過度な勤務実態、過労死問題、福利厚生の対応等について確認、質問をしましたが、職員数が減少する中、その後についてが非常に気になるところであります。当時副町長であった鬼頭町長も当然、その辺気になるところだと思いますが、私自身、その後余り改善がなされていないと思えるんですけれども、現状を含めて見解を伺います。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 職員が減って行って、職員に過度な業務がかかっているんじゃないかというご指摘かなというふうに思いますけれども、この間、前々町長の時代から、合併当初から、職員はやはり少なくしていかなければ財政がもたないということで、できるものからアウトソーシングをして、民間でできるものは民間にお願いをするという形でやってきております。この間ずっとそういう形で流れてきておりますので、全体的には、やはり職員みずからが自分の仕事を考えて、これはやめようとか、これは続けていこうとか、そういう判断というのはなかなか難しいんだなというふうには思っていますけれども、ですから職員みずからでなくて、そこには当然管理職がいるわけですから、管理職の職員に対しては、常に自分の課の業務を見直して、今のものが全てだというふうには思っていないので、当然見直しをして、職員の負担の軽減につながるようなアウトソーシングを当然考えていかなければならないわけですから、そういったことは常に言っているつもりでございます。ですから、そういうことはなかなかすぐすぐはいかない部分もありますので、今回の条例改正でカルチャーセンターの指定管理を出せるような条例改正をしていただきましたので、町全体の業務が少しずつアウトソーシングされて、本来職員がやらなければならない仕事を職員がするような体制に持っていきたいなというふうに思っております。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 今の部分と関連するかもしれませんが、次に、私が調査した範囲ということですので、間違いがあれば指摘、訂正をしていただければと思いますが、職員によっては1,000時間を超える代休の残があったり、実態は連日数時間の残業、土日はイベント出勤等の繰り返しであり、相当数の職員がこういった状況にあると思います。この点について資料の提示を求めたわけですが、提示がありませんでした。その理由を含めて、その辺をどう改善するかを、今の部分と重複しますが、回答をお願いしたいと思います。

議長(小野章一君) 町長。

町 長（鬼頭春二君） 代休処理については、各所属長の管理のもとに責任を持って処理を行っているところでございます。石坂議員のご指摘のような状況も見受けられます。代休処理についても、みずからも目標を定めるなどの具体的な方策も検討して、消化に向けて努めていきたいというふうに思っています。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今、1点目、まだ回答をもらっていないんですけども、時間の関係でちょっと省きますけれども、過去に、過労死なのか、それによる精神状態の不安定によるものなのか、因果関係を特定することは非常に難しいと私自身も理解をしておりますけれども、正職員が2名、退職されて間もない職員が1名、合計、相次いで3名が亡くなったという現実が過去にあります。十分に精査し、改善に向けて努力してほしいと当時お願いをしましたが、現状はいかがでしょうか。また、当時は、積極的に改善に向けて努力しますとの回答も得ているわけですけども、その辺も含めて回答を簡略にお願いします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 職員の健康管理については、従来からの人間ドックの受診とか健康診断などを実施して、継続して実施して行って、仕事と生活との調和のとれた働き方、ワークライフバランスを目指しております。また、やはり今後も職員の健康を確保して行って、安心して働くことのできる職場環境をつくっていかねばならないと思っておりますので、時間外勤務の縮減とか、有給休暇の取得の推進とか、またストレスチェックもやっております。そういったメンタル的な対策にも取り組んでいきたいというふうに思っています。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 職員にやる気があり、心身ともに充実して仕事に励めるということが、結果として、町民皆さんに対して充実した中身の濃いサービスの提供ができるんだと私自身は思っております。職員数の減少もあり大変なこととは思いますが、当局と職員間の良好な関係を築いていただき、よりよい行政運営を願うばかりですが、この部分についてはどう考えておりますか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 石坂議員ご指摘のとおり、町政は町長が一人で動けばできるものではないというのは重々承知しております。職員の皆さんに町をよくするんだという生きがいを持って働いていただくことが町の幸せにつながっていくんだというふうに思っています。ですから、私も、各課長を中心に定期的な課長会議もしていますので、そういったところで私に対する提言、町に対する提言、いろんなことを提言していただいて、いい方向に進むのであれば、そういったものを少しでも取り入れてやっていきたいというつもりでおります。また職員だけでなく、議員の皆さんの提案もぜひ、いいものはどんどん取り入れていきたいというつもりでおりますので、ぜひ提言をお願いできればと思っています。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） なかなか納得のいく回答を得られないわけですがけれども、積極的に取り組むということは確認をさせていただき、2問目に入らせていただきます。

2問目は、町民との意見交換の場、取り組みについてということで、昨年12月の定例議会時に一般質問の中で、事前通告をしていなかったにもかかわらず、町長より、町長と語る会について、必要性を含めて検討をするとの回答をいただきました。質問から6カ月経過した現在、どのように考えているか、まず伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ご質問の町長と語る会は、岸元町長が在職中の平成21年から22年度、平成26年度、28年度に開催をしております。最初の語る会は、テーマを「少子高齢化」として町内18会場、参加者数総数は255名でありました。町長就任直後でもあり、会場が多かったこともあったような記憶をしております。平成26年にはテーマを「防災」とし、9会場、参加者総数は150名でありました。平成28年度はテーマを「子育て支援」として、8会場、参加者総数は138名でありました。テーマを子育て支援としたことで保護者の参加もあり、内数で58名でした。

また、語る会では、テーマ以外にも多くの意見をいただいております。いただいたご意見を全て実施することは難しいということをご理解いただく中で、実施可能なものについては着手、あるいは検討を重ねているところでございます。

現在、町では今、学校統合という非常に大きな課題に取り組んでおります。保護者への説明会を経て、地域への説明会が実施されます。多くの意見がいただけるのではないかとこのように思っております。今年度についてはそういった形で、幅広く町民の皆さんから学校統合という大きな課題の中ではありますが意見をいただいている、そういったところで町民の皆さんの意見を聞かせていただければなというふうに感じています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 今、ちょっと中途半端のような感じがします。町長と語る会について語る方向なのか、時期はともかくとして、その辺をまず回答していただきたいのと、また、先ほど町長の回答とダブりますけれども、やはり岸町長時代、同趣旨の質問に対し、必要性を認めて何度か開催をさせていただいております。結果として、先ほども触れておりましたけれども、語る会で出された意見、質問の中で、例えば防災無線の取り組みの件だとか、都市計画区域の見直しの件だとか、水紀行館への遊具の設置の件だとか、全て町長と語る会に出たものを私たちが一般質問したり、全協で取り上げてもらって、具体化されたものも含み進捗をしている状況にあるわけです。これらを考慮し、ぜひ開催に向けて努力していただきたいということで、その辺、努力するのもしないのか、今年度とは言わないけれども近々にはやるのかどうか、その辺をちょっと回答願いたい。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町民の意見を聞かせていただくのが町長と語る会がいいのかどうかというのは、ちょっと私は疑問を感じています。

というのは、町民アンケートを例年実施しております。その中で、平成30年度の実績

なんですけれども、配布は2,050件でありまして、回収が998、約1,000件ですね。回収率が49.33、約50%で半分の方が回答してくれています。その回答の中身については、いろんな形で回答してくれています。また、提言的なものもございまして。それぞれ観光の振興から始まって、町並みの整備とかいろいろ、町政全般についていろんな提言をされています。その中で、やはりこれは町として取り組まなければならないというふうに感じているものについては、これは順次取り入れてやってくる、それはやっていく必要があるんだというふうに思っています。

語る会でも、今まで出てきたもので、それは当然いいものについては取り組んでいかなければならないというふうには思っていますので、だから、情報の町民の意見のほうを聞かせてもらう形が語る会がいいのかというのは、ちょっと私、今の時点では疑問を感じています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 先ほど町民アンケートの関係ということで出ましたけれども、これも前に岸町長のときに私、触れております。アンケートはアンケートとして、実際に目と目が合っているわけではない、顔と顔が合っているわけではない。その辺の部分が必要性を求めて町長と語る会があるんだと、そういうふうには私は思ったもので、その質問をさせてもらっています。よく検討していただきたいと思います。

学校の統廃合の件、後閑駅無人化解消に向けて等、町民の皆さんの関心事も多々ありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということを触れておきたいと思います。

次に、せっかく実施するイベント等において、周知の方法に問題があるのか、町民皆さんの参加出席が著しく少ないという現状を多々伺います。改善に向けて、現状の取り組み状況と今後の取り組み方針を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町が主催するイベント、いろんな教室の参加者が少ないんじゃないかと、それは周知が足りないんじゃないかというご指摘なのかなというふうに思いますけれども、藤原湖マラソンは、平成29年が1,866人、平成30年は1,731名、大変大勢の皆さんにご参加をいただいております。しかし、町民を対象とした健康教室など健康管理イベント、自己研さんや学習、趣味の世界を広げるような文化関連イベントなどは、石坂議員のご指摘のとおり多くの参加者がいらっしゃらないと、少ないというふうに私も思っています。

周知の仕方が難しいのというのはあるんだと思うんですね。一つの要因として、ターゲットとする対象者の範囲や年代が狭いものとか、興味、関心が持ちづらいためなどが挙げられるのと、また、参加していただくことにより健康増進や食生活の大切さに気づかせることが目的のものもあり、参加者の増加は町当局としても課題の一つであるというふうに捉えています。

今後、イベント開催のお知らせは町報とかホームページ、回覧、パンフレット、いろんな方向でやっていますけれども……

(「後で伺います」の声あり)

町長(鬼頭春二君) では、そういうことで。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 例えば、先般、藤原小・中学校で行われた劇団風の講演会について、上毛新聞でも事前に周知をされておりましたが、数日前まで、町長と会って話をしたときに町長も知らなかったという状況があるわけです。町長、公務の関係等で当日行ける行けないは別として、余りにも横の連携、連絡ができていないということが、ここが全て凝縮された部分になっているのかなど、そう思うわけですがけれども、その点どうでしょうか。簡潔に。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 確かに劇団風の関係については、石坂議員に教えてもらうまで私も知らないような状況でした。そういった状況は多々あるのかなというふうに感じています。それは役場の中で済む話ですから、もう少し連携を密にして情報収集に努めたいというふうに思っています。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) また、議会だよりの読者より、みなかみ町に関してのテレビやマスコミ等への露出頻度が極端に少ないというような意味合いの指摘があったと聞いておりますけれども、頻度が著しく低いということではなく、これまた周知に問題があるのではというふうに思っておるわけですが、改善に向けては先ほど聞いておりましたので、そのとおりでということによろしいですか。

では、次にいいですか。

以前、イベント等の周知に関し、観光商工課へも過去に質問した経緯があります。また、先般、同僚議員より同趣旨の指摘をしまして、観光イベント予定表が最近示されましたが、示されたのが5月中旬ということで、既に年度開始から1カ月半が経過してからのものでした。すなわち指摘がなければ出されなかったのかなど。非常にその辺消極的かなと思わざるを得ませんが、つい最近エコパーク推進課よりも同趣旨の資料提供がありましたが、こういった部分、積極的に周知をしていいのではないかと思うわけですが、その点はどうでしょうか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 町民の皆さんにたくさん参加してもらいたいというイベントですから、当然、事前に周知して、皆さんに興味を持った方については参加していただくのは、それは当然なことだというふうに思います。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 今、課長会議というんでしょうか、管理職会議というんでしょうか、前段の前段で町長触れておりましたけれども、そういったところでも随時、同趣旨の話題は出ているんでしょうか。あるいは、それについて改善に取り組んでいるんでしょうか、検討さ

れているんでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 課長会議でも随時、そういった大きなイベント等については各課から説明はあります。そのほかに次長クラスという事務レベルの会議があります。そこについては、もう本当に細かな情報を各課が提供して情報共有するようにしております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） また、ノルンスキー場において、先般、すいせん祭りが開催され、これは毎年行われているんですけれども、毎年、町から区を経由して招待状の配布があったわけですが、今回それが見られないようでしたけれども、数点町民からも質問を受けました。その点はどうなっているんでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） すいせん祭りですか。

11番（石坂 武君） そう、ノルンの。

町長（鬼頭春二君） ノルンの。

11番（石坂 武君） ノルンの。スイセンじゃなくて、何だっけ。スイセンだよ。

町長（鬼頭春二君） すいせん祭りか。あれは、町の事業ではないと思うんですよ。

11番（石坂 武君） 毎年あれを町経由して区に回ってきている。ことしはなかった。何かやりとりがあったと聞いてはいるんですけれども。

（「観光課長、何かわかりますか」の声あり）

議長（小野章一君） 観光商工課長。

観光商工課長（宮崎育雄君） お答えします。

ことしについては、一応、招待券は出さないというような方向で主催者が決定をしたというふうに聞いていますけれども。

以上です。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 区長会でその趣旨の話題が出たって聞いておりますけれども、それはないんですか。ちょっと時間がもったいないんですが。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 最後の部分、聞き取れなかったんですが。

11番（石坂 武君） 区長会において、そのすいせん祭りの関係の取り扱いについて話題になったと、そういうことを聞いているわけです。もしあれなら、とめてくださいよ。

町長（鬼頭春二君） では、ちょっと総務課長から、区長会ということで。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 山岸正幸君登壇）

総務課長（山岸正幸君） お答えします。

区長会のほうでは、町に関係しないもの、有料のようなものに関してはなるべく書類を

少なくしてほしいということで、取り扱わなくなったというふうに聞いております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そういった周知が必要なんですよ、やらなくなるならば。また、それに関連して、アウトドア関係のこの資料の中に、その部分で、町民限定特別ペアご招待券というのが入っているんですね。ですから何ら問題ないわけですよ。こっちに代替で対応ができますよと。これも回覧で回ったやつですよ。だとするならば、その辺の周知をしておいてもらえれば非常にわかりやすいんじゃないかなと、そういうふうに思うわけです。それじゃ、これはいいんですか、回しても。だって経費かかるやつですよ。イベントの案内ですよ。だってずっとイベントの案内なんてみんな回ってるじゃん。その辺は検討していただきたいと思います。余り言ってもしょうがないんで。そういったことがあったと。そういうことは対応を検討していただきたいと思います。

過去にも若干触れておりますけれども、情報周知、伝達においても、火事なんかがそうなんですけれども、サイレンだけ鳴っていると、やっぱりどこで何があったかってわからないと。そういったことがありますので、これは申し上げるだけで質問ではありませんけれども、ぜひ防災無線等の早急なる取り組みを真剣にやっていただきたいと、これはお願いでございます。

以上を申し上げて、3問目に入らせていただきます。

4月1日よりのダイヤ改正に伴い、水上線バス路線、湯の小屋線が従来の6便から4便に減便になったと思います。7時台の朝の便と午後1時台の便と聞き及んでいるわけですが、支障を来すという声を多々聞きますが、対策を含め見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 路線バスが運行本数が減になったということは聞いておりますが、減便が行われた理由といたしましては、関越交通株式会社の説明では、運転手の労働時間の改善や人員確保の問題、また各路線の収支改善を図るため、県内の全運行計画の見直しを行い、水上営業所の沼田営業所への統廃合が主な要因ということでした。

減便の対応として、一部委託等について協議をお願いしましたが、これはかないませんでした。別の事業者への委託や直営の方法もありますが、許認可の問題、関越交通株式会社の経営への圧迫等が懸念され、直接的な代替措置を行うことは難しいものと考えました。

なお、通学に対する影響につきましては、スクールバスでの対応を行っております。

現状としては、これ以上の減便を避けるため、さらなる路線バスの利用促進が必要となってくることから、対策として、路線バス回数乗車券購入費助成事業において、現在、3,000円のバスカードを町が1,000円助成して2,000円で購入していただいております。この助成額を増額して利用負担を軽減し、町民の積極的な利用の促進になるような検討をしていきたいというふうに考えています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 4月1日からの減便ということなんですけれども、4月に入って地域住民か

ら話を聞くまで全く情報が入っておりませんでした。また、町当局には昨年末には情報が入っていたと私は把握をしておるわけですが、関越さんからの縛りが公表は直前までしないでくださいとか、そういう縛りがあったかもしれませんが、なぜ私たちにその時点で情報提供をいただけなかったのか。また、仮に年末にあったということであるならば、3カ月間の間、何か前向きに施策展開したのか、あるいは情報提供の関係、先ほどの2問目の関係の内容と重なりますけれども、その点を含めて伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 議員ご指摘のとおり、昨年12月27日に関越交通株式会社の社長と常務が来庁して、水上営業所の統廃合について説明がありました。減便等については、まだ確定していないが利用者の少ない便を考えているとのことでした。12月27日現在はこういう話でした。路線バスのダイヤ改正は列車のダイヤ改正がありますので、確定となるのは3月という話でした。具体的な内容が確認できたのは2月の下旬でした。公共的な情報でありまして、早目の情報周知が必要と考えていましたが、情報の管理につきましては慎重さが求められる状況となっておりますので、不確定な情報であることから、町による積極的な情報提供につなげることはできませんでした。

また、これは関越交通の取り扱いなんですけれども、関越交通自社のホームページ、バスの停留所や車内を利用して利用者に周知を行ってきたというところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 病院の通院等については、現在は各病院でほとんど対応されておりますので、その部分については問題がないと思うんですが、藤原地区、地域性という問題もあります。今後、町の、先ほど町長も触れておりましたけれども、巡回バスの対応なり、スクールバスの有効活用なり、現状不明な部分がありますが、スクールバスについては統合云々というのもあるんでしょうけれども、とにかくそういった前向きな検討はもうしているのか。先ほど言っていましたからしていると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほど申しあげましたスクールバス、子供さんについてはスクールバスで対応をしています。その他の検討なんですけれども、先ほどちょっと言ったように、バスカードの助成をふやすとか、そういったことは考えられますけれども、そのほかの、じゃ、代替のバスを出すとかそういったものについては、まだ路線バスが走っている路線ですので、その辺が非常に難しいという認識でいます。検討はしていますけれども、難しいという認識でいます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 高齢者の免許証の返納に向けて全国的な動きがあるわけなんですけれども、全く逆行していると言わざるを得ないと思うんです、今回の部分については。その辺はどう認識していますか。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 当然、町民の方も足がなくなれば非常に困ると、それは十分認識しています。また、高齢者の事故もふえている。これはちょっといろいろ問題があるなというふうに感じています。それと、こういった路線バスが減便になっていくと、ますます足が遠くなっていくと、それは十分認識しているんですけども、路線バスについては、これは民間の営業ですから、町も補助はしていますけれども、補助をしてもなおかつ利益が上らないという路線については、バス会社も当然、減便等を考えていかなくちやならないというので、その辺は非常に難しい問題を抱えていますけれども、できる方策を考えながらやっていきたいというふうに思っています。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） その補助金の話が出たんですけども、当然、補助金が出ていることはこちらでも承知しておりますけれども、金額として出ているとすると幾らなのか。また、その出ている内容は、最終便云々という内容のくくりがあるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議 長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えします。

補助金の関係ですけれども、令和元年度の当初予算におきまして、湯の小屋最終バスの運行補助金が190万、宝川入口線バスの運行補助金が190万となっております。これは民間事業者に対して町が補助しているものであります。

先ほどの件で、最終バスが今回運行がなくなっておりますので、この190万が当初予算には計上されておりますけれども、執行が行われない予定となっております。

以上です。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 逆に補助金を増額して減便を防ぐという対策は可能なんでしょうか。その辺、ちょっと時間あるので簡略をお願いします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） その辺も関越交通に話したんですけども、補助金云々の問題じゃないというお話でした。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ぜひ具体的、前向きな検討、対応をお願いしたいと思います。

いずれにしても、3問ともダブリますけれども、情報の伝達、周知、対応は大変重要であり、必要なことと思っております。

なお、本日質問しました3問について、少しでも前に進む取り組みをお願いするとともに、くどいようですが、冒頭申し上げたとおり、職員にやる気があり、心身ともに健全な状態で仕事に励めるということがよりよい住民サービスに向けて大切なことだと思っています。

ますので、特にその辺重視した中で今後の行政運営をしていただきたいと思います。

そうなるよう一層の努力、取り組みをお願い、期待をした中で質問を終わります。

議長（小野章一君） これにて、11番石坂武君の質問を終わります。

散 会

議長（小野章一君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

あす6月5日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（11時04分 散会）